

舞 鶴 総 第 74 号  
令 和 2 年 6 月 5 日

舞鶴市議会議長  
上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 多々見 良 三  
(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について  
(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 12 号

和解の専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり和解することについて専決処分する。

令和 2 年 6 月 3 日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 和解の内容

事件に係る相手方の治療費等のうち 50 パーセント相当額(23,426 円)及び慰謝料(37,800 円)の合計額 61,226 円を、舞鶴市が相手方に支払う。

2 事件の概要

相手方が手押し車を押して市道を歩行中、市の管理瑕疵により生じていた道路の陥没箇所到手押し車の車輪がはまり、転倒して負傷するとともに、相手方の手押し車が損傷した。

3 発生年月日

平成 30 年 3 月 20 日

4 発生場所

舞鶴市倉梯町地内

市道南口倉梯線

専決第 13 号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和 2 年 6 月 4 日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 損害賠償の額

114,818 円

2 事件の概要

相手方自動車が市道を走行中、市の管理瑕疵により変形していた側溝の蓋が車両の重みで跳ね上がり、車両が損傷した。

3 発生年月日

令和 2 年 4 月 5 日

4 発生場所

舞鶴市字浜地内

市道与保呂川東岸線